

NEC真空硝子と電機ユニオンが団体交渉 雇用延長に関する協定書案を提出！

さる6月16日、NEC真空硝子(株)本社地区で働く鈴木喜美子さんの雇用延長問題についての第4回目の団体交渉が、電機ユニオンとNEC真空硝子で行われました。

電機ユニオンは、前回の団体交渉の経緯から、雇用延長に関する協定書案を提出し、交渉を行いました。

NEC真空硝子の代表は、「協定書は持ち帰り、検討する」と対応しました。

安心して、希望者が選べる制度に

電機ユニオンは「現在の労使協定書は3年前に結ばれたもので、この間に行われた厚生労働省の指導や運動によって改善された内容が反映されていない制度になっています。提出した協定書案をNEC真空硝子と合意し、鈴木喜美子さんの雇用延長を認めさせたい。誰もが安心して、希望すれば年金がもらえるまで働くことができる状況にしていきたい」と、意気込みを語っています。

今の労使協定には、重大問題あり！

団体交渉を重ねるなかで、NECグループおよびNEC真空硝子の雇用延長制度は大きな問題点を抱えていることがいっそう鮮明になってきました。

第1の問題点は、56歳からの20%の賃金カットです。第2の問題点は、NECグループでNEC真空硝子、NECフィールドینگ、NECネットエスアイなどが標準以上の成績査定を雇用延長の適用条件にしていることです。

変えよう！時代の流れに合った協定に！

高年齢者雇用安定法が施行されてから3年間が経過し、60才以降も働くことが大きな流れになってきました。

この流れをさら強めるために、厚生労働省は、今後4年間についての「高年齢者等安定対策基本方針」を4月に策定しました。その中で、「随時、労使で対象となる労働者の拡大、希望者全員を対象とする制度への転換については検討する」と、希望者全員を対象とする制度へ転換することを事業主・経営者に促しています。

職場からも「NECグループは、誰もが安心して、希望すれば雇用延長できる制度に変えろ！」の声を高め、時代遅れの労使協定を改定していきましょう。



鈴木喜美子さんの雇用延長を 実現させましょう

NEC真空硝子(株)本社地区で働く鈴木喜美子さんは、60才以降もNEC真空硝子で働き続けたいと雇用延長を希望していました。

しかし、会社は、労使協定に記載されている「雇用延長の適用者は標準以上の評価査定」を理由にして、鈴木さんの再三にわたる要望を拒否してきました。

鈴木さんは2008年12月22日、雇用延長を求める労働審判の申立てを横浜地方裁判所に行いましたが、申立て内容が長年・多岐にわたるため、労働審判では審理を行わず訴訟扱いとなりました。

鈴木さんは現在、訴訟での争いはいったん保留して、電機ユニオンの団体交渉で雇用延長の実現をめざしています。

NEC & 関連労働者ネットワーク 2009年6月

ELICNEC

(連絡先) 玉川: 森 英一 090-4834-6876
府中: 益田 武廣 042-364-6885

ELIC NEC URL : <http://www.elicnec.com/>

転職・退職の強要を受けたら、すぐに

電機労働者懇談会へ、相談を

Tel 03-3455-6006 Fax 03-3451-3595 メール denkikon@nifty.com

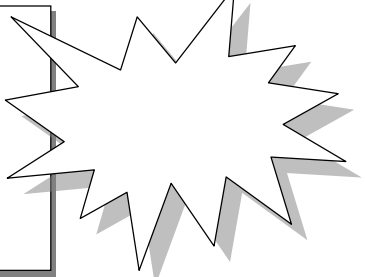
<http://www.denkikon.net/>

NECグループのみなさん、協力会社のみなさん。お気軽にご相談ください。

NECグループでの職場の問題、声、労働者のたたかいを知りたい方は、

下の **ELICNEC** ホームページにいますぐアクセス！

<http://www.elicnec.com/>



アクセス
28万件

一人で悩まず、まずは相談を！
電機ユニオンに入り、解決した
事例が沢山生まれています。

雇用問題・リストラなどで困ったときは

一人でも入れる **電機ユニオン** へお気軽にご相談を

Tel 03-3455-6006 Fax 03-3451-3595 メール info@denki-union.org

<http://denki-union.org/>